

士幌高校 生活のきまり

士幌高校生徒指導部 (令和6年4月~)

【校内生活】

1 身だしなみについて

(1) 指定制服について

本校指定のブレザー、スラックスまたはスカート、ネクタイまたはリボンを着用すること。

(2) Vシャツについて

指定以外のVシャツを可能とする。白（ストライプや水玉は着用できない）とする。襟のスタイルはレギュラーとし、ボタンダウンやウイング、スタンドカラーは着用しないこと。形（裾の形）は、丸を選択する。

(3) 夏季略装について

ア 夏季略装期間（6月～9月）は、学校指定ポロシャツの着用を認めブレザーは着用しなくても良い。

ブラウスを着る時は指定ベストを着用しても良い。

ポロシャツにベストの着用は認めない。

イ ネクタイとリボンの着用は義務づけない。ただし、Vシャツとブラウスは第2ボタンまでとめること。

ウ 指定ポロシャツまたは指定以外のポロシャツの着用について（夏季略装期間のみ）

(ア) 指定のポロシャツまたは指定以外のポロシャツの着用を認める。

(イ) 指定以外のポロシャツは、白・無地とする。素材は問わない。胸ポケットはあって良いが、ワンポイントは認めない。襟のスタイルはレギュラーとし、ボタンダウンやウイング、スタンドカラーは着用しないこと。

(ウ) ポロシャツの上からブレザーを着用する事を認める。

(エ) 第1ボタンは留めなくても良い。開襟の場合は、第1ボタンまで留める。

(オ) ポロシャツの外に出るインナー（ハイネック・長袖など）の着用は認めない。

(カ) 実習等でのポロシャツの着用は禁止する。

(キ) その他学校から指導がある場合は、それらに対応する。

(4) 制服の着こなしについて

ア スカートのウエストを折り曲げ、改造し規定より短くしないこと。

イ ズボンの腰はき（腰パン）をしないこと。

ウ 指定制服以外のものは着用しないこと（ブレザーの中も含める）。

ただし、季節に応じたカーディガンの着用を認める。カーディガンの色は、黒・紺の単色2色とする。ブレザーを着用せず、カーディガンのみで授業を受けることはできない。カーディガンのみで校舎内の移動は認めない。カーディガン着用において手を隠す長さやブレザーからはみ出る長さ、その他怠惰な着用は認めない。式典（入学式・卒業式など）や全校集会などの着用は認めない。

エ シャツ・ブラウスの裾を出さないこと。

オ ソックスは華美または奇抜なものは避けること。

女子のソックスの色は単色で黒、紺、白、グレーを基調とすること。

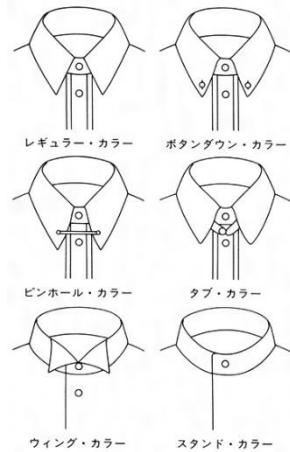
カ ストッキングは、華美または奇抜なものは避けること。

なお、ストッキングの上からソックスを履く場合も、才に定める通りとする。

(5) 靴について

ア 上靴は学校指定のものを履き、かかとは踏まないこと。靴紐は白色とすること。

イ 外靴は特に定めないが特異な色や形のもの、サンダルは履かないこと。



(6) 頭髪について

- ア 染色・脱色による変色（アイロンなどの酷使）や、その他奇抜な頭髪（パーマ・スキンヘッド・そり込み・アシンメトリー・エクステ（つけ毛））を認めない。進路活動に支障がある場合は、改善し進路活動へ取り組む。
- イ 前髪は目にかかるないようにすること。
- ウ 極端な長髪は避け、写真撮影の基準を参考にし、華美な髪留めや髪縛りを避けること。
- エ ツーブロックはカットの方法によっては奇抜な髪型にもなってしまうため、特に留意すること。守れない場合は継続指導になる場合もある。

オ 見本（証明写真撮影時）

髪は耳にかかる長い長さ。前髪で眉毛を隠さない（おでこを見せると賢く見える）。短めの方が全ての世代に好感を持たれます。
短髪が好印象。



眉毛とほほ・あご（フェイスライン）を見せる。隠せば隠すほど暗い印象。おでこを見せると賢く見える。長い髪は結ぶ。ピンで留めてもいいが目立たないように。



(7) 化粧・アクセサリー等について

- ア 化粧（色付きリップ・マスカラ・アイライン等）、マニキュア、眉そりはしないこと。
- イ ピアス（穴が閉じるのを防ぐプラスチックを含む）、イヤリング、指輪、ブレスレット、ネットクリス等のアクセサリー類、またカラーコンタクト（眼科で購入したもの、度入りのものも含む）、サングラス、偏光眼鏡等は身につけないこと。
- ウ 爪は衛生管理の観点からも常に清潔に切りそろえておく。

(8) その他の諸注意について

- ア 登下校は指定制服着用とすること（ジャージ等での登下校は認めない）。
- イ 制服の改造は禁止。改善できない場合は新たに購入すること（改造制服は学校保管）。
- ウ ジャンパー・コート類は、華美または奇抜なものをさけること。
- エ 制服の着用がやむを得ずできない場合は、HR担任に申し出、「異装届」を提出し、指定ジャージを着用すること。
- オ 休日の登校は、指定制服着用すること。ただし、部活動については、顧問の許可を得た場合、運動着（ジャージ等）で登校を認める。
- カ ネクタイ、リボンを忘れた場合は、職員室で学年団に借りること。
- キ 置き制服は認めない。
- ク 帰りのSHR時、6校時体育や実習授業だった場合かつ放課後に部活動等がある場合に限りジャージ参加を認める。

2 携帯電話・スマートフォンについて

(1) 校舎内使用禁止（校舎外の教育関連区域は同様とする）

携帯電話等（スマートフォン、音楽プレーヤー、電子ゲーム機、タブレット）電子機器は使用を認めない。ただし電子辞書は除く。

(2) 校地内の持ち込みについて

- ア 持ち込みをする場合は、「校地内持ち込み申請書」を提出すること。
- イ 登校時は直ちに玄関フロアで預け、下校時も玄関フロアで受取る。
部活バス発車15分前の返却も玄関フロアで行う。
- ウ 遅刻者は、直接職員室で預けること。また、早退者は、職員室にて返却することとする。

(3) 申請書が提出された携帯電話等の保管について

- ア 電源を切るかマナーモードで、HRごとにアルミケースに入れること。
- イ アルミケースは施錠し、職員室で保管することとする。
- ウ 預けた際の機器の傷や破損については責任を負えないもので、心配な場合は、持ち込みをしないか、各自でクッションケースなどを用意すること。

(4) 保護者との連絡方法について

- ア 緊急連絡は、学校の電話を使用すること。
- イ 緊急でない連絡については、事務室前の公衆電話か、教員立会いのもと別室にて携帯電話を利用してもよい。

(5) 違反者への指導について

- ア 使用違反：違反が発見された時点から翌日の下校時まで1日預かることとする。
- イ 所持違反：違反が発見された時点から当日の下校時まで一時預かることとする。
- ウ 「校地内持ち込み申請書」がなく、「ア」「イ」の違反があった場合は保護者同伴で「校地内持ち込み申請書」を記載提出させ、携帯電話等は保護者に返すこととする。

(6) 対外行事や大会等参加における預かりについて

引率教員の指示に従うこと

3 不要物の持ち込み・盗難対策について

- (1) 貴重品（財布・定期券等）は、朝のS H Rで担任にあずけるか、常に身につけておくこと。
- (2) 授業に不必要的もの（授業で使わないもの）が盗難の対象になることも多く、学校へ持ち込まないこと。学校は盗難による補償はしないこととする。※ギターやスケートボード等を持ち込まないこと。
- (3) 貴重品ロッカーについて
 - ア 生徒が南京錠を準備する。
 - イ 貴重品用として使用する。
 - ウ 教科書やファイル類は入れない。
 - エ 準備した鍵の紛失や番号等がわからなくなった場合、生徒に確認を取り、鍵を壊す（切断）場合もある。その後、生徒が鍵を準備する。学校側は、鍵を保証しない。

4 飲食について

- (1) 基本的にH R教室内及び2階ホールで飲食をすること。※カップ麺は認めない。
- (2) 体育館、体育講義室、廊下、特別教室等での飲食は認めない。
(特に1階ロビー付近は来客等があるため、発言や行動に注意する。)

5 S H R・授業の遅刻について

始業の挨拶をした時点で、いない場合は遅刻となる。授業の遅刻は、入室カードを職員室に取りに行くこと。保健室利用時も利用後は職員室に入室カードを取りに行くこと。

6 コンセント無断使用について

電気機器のコンセント使用を認めない。使用した場合は、学校で預かり、翌日の帰りに担任より返却することとする。

7 職員室入退室について

- | | | | |
|------------------------------|-------------------------------------|----------------|---------------------|
| (1) 身だしなみを確認すること。 | ●靴のかかと | ●シャツ・ブラウスの裾 | ●スカート丈、ネクタイ・リボンのゆるみ |
| | ●アクセサリー類 | ●ボタンを留めてブレザー着用 | ●コート類の確認 |
| (2) 入室の際は、しっかりと3回ノックし、次のとおり。 | 「失礼します。」一礼 「○年○組の○○です。○○先生をお願いします。」 | | |
| (3) 退室の際も、次のとおり。 | 一礼 「失礼します。」 | | |

8 敷地内の進入区域について

次の場所は、防犯上の理由等から進入禁止区域とする。

- (1) 校舎内
 - ア 1年棟下南玄関
 - イ 体育講義室下物品庫階段下
 - ウ 各階段下の死角になる所
- (2) 校舎外
 - ア 公宅敷地
 - イ 高原寮宿舎内及び敷地
 - ウ 北邦樹木園内
 - エ その他、危険箇所や人目につかない所

9 その他

- (1) 登校後の無断外出は禁止する。
- (2) 生徒間の金銭・物品の貸し借りや売買はしないこと。
- (3) 器物破損をした場合や発見した場合は、故意かそうでないかにかかわらず担任に必ず申し出ること。
- (4) 机や椅子は私物とは違います。卒業後は別な人が使います。汚したり傷つけたりしないこと。元に戻らない場合は、弁償になることもある。
- (5) 身分証明書は常に携帯すること。
- (6) 他学年の教室・フロアの立ち入りについて
 - ア 基本的に他学年のフロアへの立ち入りを認めない。ただし、授業の移動教室の場合はこの限りではない。
 - イ 他学年の教室への立ち入りは禁止とする。
 - ウ 用事がある場合は、ホール等で済ませること（急ぐ場合は教員にお願いすること）。
- (7) 部活動や農業クラブ等の諸活動がない場合は、放課後の居残りはしないこと。
- (8) 弁当殻、残飯等は、持ち帰ること。
※ ゴミは、本校のルールに従い処理すること。状況が悪い場合はゴミ箱を撤去することもある。
- (9) エアコンについて
 - ア エアコン使用時の目安温度

日程	目安設定温度
4月～5月	20～23℃
6月～9月	25～28℃
10月	20～23℃
12月～3月	基本使用しない

温度は目安であり、状況によって対応する。

- イ 季節に応じた温度を設定する。（電気料金や環境に対して意識する。）
- ウ リモコンは、教室の前方（電源スイッチの近く）へ設置し、使用後は、所定の位置へ戻す。
- エ 教室から生徒が不在の場合は、稼働させない。ただし、夏季略装期間においては、状況に応じて対応する。
- オ 夏季の使用において、扇風機を併用して、冷房効果（体感温度）を上げるよう使用する。それでも暑い場合は各自で冷却する対策を促す。
- カ 冷暖房の機能を上げるため、直射日光や冷気が入らないよう、カーテンを弾力的に使用する。長期休業期間においては、必要最小限の使用に心がける。
- キ 感染症対策のため、休み時間に適宜換気する。この時エアコンは、停止する。
- ク 冷房にともなう体調不良に留意する。
- ケ 令和3年度から設備導入のため、生徒状況や環境によって都度対応する。

【校外生活】

1 通学バス（スクールバス・自主運行バス）について

- (1) スクールバス・自主運行バスそれぞれ自分の決められた乗降場所以外の利用は禁止とする。自動車学校通学における乗降場所の変更は認めない。
- (2) 用事がある場合は自宅に戻ってから、移動すること。
- (3) 決められた乗降場所以外の利用や別の路線バスを利用した場合、指導する。

2 自転車通学について（自転車通学希望者）

- (1) 自転車通学に関しては、届け出により認める。バス停や駅までの使用でも届け出をすること。
- (2) 学校の所定の駐輪場に自転車を置くこと。
- (3) 各自の責任の下、安全運転、マナー・ルールの遵守、保管、整備点検をしっかり行うこと。
自転車を使用する際はヘルメットを着用して運転すること（努力義務）

3 外出・外泊について

- (1) 外出の際は家人に行き先、帰宅時間を告げ、午後9時までに帰宅すること。
- (2) 平日の外泊は、親戚を除き禁止とする。休日でも、無断外泊は禁止とする。

4 二輪・四輪について

- (1) 二輪～全面認めない（無免許運転・免許取得が発覚した場合は特別指導の対象）。
- (2) 四輪～同乗については、原則家族の運転する自家用車に限ることとする。
- (3) 四輪～免許取得の流れと条件について
 - ア 自動車学校通学開始は、第3学年において成績不振がない場合につき冬季休業開始の前日放課後から通学可能とする。
 - イ 所定の届出用紙または早期入校申請書を記入・押印の上、入校申込書と共に担任に提出すること。
 - ウ 免許の取得は3月2日以降とする。
 - エ 申し込みは各自で行うこと。高校での紹介・斡旋は一切しないこととする。
 - オ 自動車学校通学等で学校を欠席できない。また、考査一週間前や考査期間中の通学はできない（仮免許試験・本試験等含む）。
 - カ 在学中の合宿教習所への入所・通所は認めない。
 - キ 免許取得後の遵守すべき事項
 - (ア) 在校生（下級生、同級生）を乗車させないこと。
 - (イ) 本校在校中（3月31日まで）は、学校に乗ってこないこと。
 - (ウ) 道路交通法を守り、交通安全につとめること。

5 アルバイトについて

学校生活に影響のない範囲で、以下の条件を満たすことを前提に認めることとする。

- (1) アルバイトが学校より優先にならないこと。アルバイトが原因で学校生活に支障が出た場合、アルバイトをやめること。なお、1学年は、学校生活に慣れるため、前期中間考査終了までアルバイトを認めない。
 - (2) 定期考査1週間前から終了までのアルバイトは認めない。
 - (3) 帰宅時間が午後9時を越えないこと。
 - (4) 酒類を主に扱う店（居酒屋・スナックなど）、危険を伴う作業、宿泊を要するものはできないこととする。
 - (5) 届出の提出前に担任・保護者にアルバイトの内容を伝え、担任と条件の確認をした上で、保護者への手紙と所定の届出用紙をもらい、必要事項を記入の上、届出用紙を担任に提出すること（届出用紙には、事業所の印と保護者の印が必要）。
 - (6) 届出を提出したら、「アルバイト先への手紙」を担任からもらい、アルバイト先に渡すこと。
- ※無届けのアルバイトの事実が発覚して、1週以内に届出がされない場合は、学校から保護者に連絡があり協力を求める。